

全問題に共通する基準

国語の答案については次のように採点します。

- 1 次の各項に該当するものは、配点はないものとし、形式上の不備として、その設問の得点から一箇所について1点ずつ減点します。ただし、配点を越える減点はしないこととします。
  - a 誤字脱字。同じ漢字を複数回誤っても同一の大問の中では2回目以降はカウントしないこととします。脱字は一箇所につき1点の減点とします。
  - b 文を記述する設問で文末の句点の抜けている場合も脱字とし1点減点します。
  - c 字数指定のあるとき、最後のマス目まで文字が書いてある場合も脱字とし1点減点します。
  - d 字数指定のあるとき、最後のマス目に文字と句点を同居させている場合。これは本来字数超過で3bから0点とすべきですが脱字とし1点の減点に留めます。
  - e 字数指定のあるとき、一マスに記述記号と文字を同居させたり、あるいは吹き出し用いたり二重線で消したりするなど、解答欄を不適切に用いたものは、原則としてそれぞれ1点の減点とします。
  - f 不適切な文末処理。たとえば「…とはどういうことか？」という問いに体言で結んでいないもの。また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなど。ただし、「ことである。」「などの表現も」「こと」で結んでいるものと認めます。また、「から」で結んでいるものと認めます。
- ※文末の処理の仕方について各大問・各設問で異なる指示がある場合があります。不問とする場合もあれば配点されている場合もあります。
- 2 日本語の表現として不適切なものは、減点対象となります。
- 3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。
  - a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。
  - b 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたもの。
  - c 説明問題で、解答が途中で終わっているもの。
- 4 記述式の設問は、原則として採点基準に従い部分点を与えますが、本文の趣旨と採点基準の考え方からして誤りが認められる場合、配点の範囲内で減点される場合もあります。

一 (評論) 採点基準 (合計 4.5点)

☆現代文の配点は、「内容点」(ABC・・・)と「構造点」(XYZ・・・)で構成されます。また、内容点は各条件内に要素(①②③・・・)が3つ以上あり、得点がある場合、満点の範囲内で要素点が1点プラスされます。

問1 5点

(模範解答例)

A①〇1点 A②〇1点

「自由」は 好き勝手にやることと考えられがちだが、(A2点)

B①〇1点

B②〇1点

それではロックの私的所有の社会のように、世の中が無秩序に陥ると考えたから。(B2点)

X〈逆説 矛盾を含むこと〉 〓 AとBの両方の要素があり、意味が成立している。 ↓〇+1点

(内容【4点】+構造【1点】 〓5点)

☆各加点要素の加点の条件

※ A、Bは条件同士において部分採点可能であり、また各条件内においては左に示す形で部分採点可能とする。(4点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点)

A 『自由』は好き勝手にやることと考えられがちだが、(2点)

※ 傍線部の理由説明をする一方の条件。

① 『自由』は「の要素」で1点。

○ 『自由』とは「『自由』であることは」などでも可。

× 『自由』のニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「好き勝手にやることと考えられがちだが、」の要素で1点。

○ 「好き勝手にやっていいと思われがちだが、」「自分勝手に行動していいと考えられがちだが、」などでも可。

× 「好き勝手」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

B 「それではロックの私的所有の社会のように、世の中が無秩序に陥ると考えたから。」(2点)

※ 傍線部の理由説明するための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「それではロックの私的所有の社会のように、」の要素で1点。

○ 「そうであればロックによる私的所有制の社会のように、」「それはロックの言う私的な所有を前提とする社会の「ごとく、」などでも可。

× 「ロック」「私的所有」の二成分が入っていないければ×。

② 「世の中が無秩序に陥ると考えたから。」の要素で1点。

○ 「世の中が混乱に陥るとみなしたから。」「世界が秩序を失ってしまうと思ったから。」などでも可。

× 「無秩序」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

A③○1点

ルソーに始まり、

カント等にも引き継がれた、

共同体成員として法を忠実に守り、

A④○1点

A⑤○1点

他者と協力し合うことという

「真の自由」が、

〈A5点〉

B○1点

法を守ることで

〈A5点〉

C○1点

逆に「自由」を束縛するように見えること。

〈C1点〉

〈A+B+C〳7点〉

X○〈逆説〳矛盾を含むこと〉↓A・B・Cのうち2つ以上に得点があり、意味が成立していれば+1点

(内容【7点】+構造【1点】〳8点)

☆各加点要素の加点の条件

※ A、B、Cは条件同士において、また条件A内では左に示す形で、部分採点可能とする。(7点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点)

A 「ルソーに始まり、カント等にも引き継がれた、共同体成員として法を忠実に守り、他者と協力し合うことと  
いう『真の自由』が、」〈5点〉

※ 傍線部を説明するための話題の条件。

① 「ルソーに始まり、」の要素で1点。

○ 「ルソーを源として、」ルソーに由来し、」などでも可○1点。

× 「ルソー」の成分が入っていないければ×0点。

② 「カント等にも引き継がれた、」の要素で1点。

○ 「カントなどの思想家にも引き継がれた、」カントなどが継承した、」などでも可○1点。

× 「カント」の成分が入っていないければ×0点。

③ 「共同体成員として法を忠実に守り、」の要素で1点。

○ 「共同体の一員として法を遵守し、」共同体の成員である以上法を守り、」などでも可○1点。

× 「共同体成員として法を守る」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

④ 「他者と協力し合うことという」の要素で1点。

○ 「他者との協力を意味するという」「他者との相互協力という」などでも可○1点。

× 「他者との協力」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

⑤ 『真の自由』が、「」の要素で1点。

○ 「本当の『自由』が、「」真実の『自由』といわれているものが、「」などでも可○1点。

× 『真の自由』のニュアンス成分が入っていないければ×0点。

B 「法を守ることで」〈1点〉

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明する一方の条件。

- 「法の遵守によって」「法に従うことで」などでも可○1点。
- ✖ 「法を守る」のニュアンスの成分が入っていないければ✖0点。

C 「逆に『自由』を束縛するように見えること。」〈1点〉

- ※ 傍線部を説明すべく、Aを説明する、Bとは〈矛盾〉する他方の条件。
- 「反って『自由』が奪われるように見えること。」「逆に『自由』を拘束するように思えること。」「などでも可。

✖ 『自由』の束縛「のニュアンス成分が入っていないければ✖。

問3 9点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

まず、時々の欲望に左右されるのではなく「自律」つまり自分が自分だけで決める

姿勢を持つこと、〈A〓2点〉 X〇〈分析〓分けること〉↓A①と②が〇(〓A2点のとき) +1点

B①○1点

B②○1点

B③○1点

他方で、勝手気ままに振る舞う個人ではなく協同体の一員となって、人民の一般意

B④○1点

志を体现し、共同体の法に従うことが必要である。〈B〓4点〉

Y〇〈分析〓分けること〉↓B①と【B②〓④の1つ以上】が〇(〓B①を含み、Bが2点以上のとき) +1点

Z〇〈分析〓分けること〉↓AとBにそれぞれ得点があるとき +1点

(内容【A2点+B4点】+構造【X1点+Y1点+Z1点】〓6点+3点〓9点)

☆各加点要素の加点の条件

※ A、Bは、条件同士において、また各条件内においては左に示す形で、部分採点可能とする。(6点)

※ ただし、【構造点】X・Y・Zは、右に示した、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(3点)

A 「まず、時々の欲望に左右されるのではなく」「自律」、つまり自分が自分だけで決める姿勢を持つこと」「〓2点」

※ 傍線部を実現するための一方の条件。

① 「まず、時々の欲望に左右されるのではなく」の要素で1点。

○ 「一方で、欲望によって動かされるのではなく」「まず、その時の欲望に流されるのではなく」「などでも可。

✖ 「欲望の抑制」のニュアンスの成分が入っていないければ✖0点。

② 『自律』つまり自分が自分だけで決める姿勢を持つこと、「の要素で1点。

○ 「他人によらず、自分が自分だけで決めること」「自分で自分を律すること」「などでも可。

※ 『自律』のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

B 「他方で、勝手気ままに振る舞う個人ではなく、共同体の一員となって、人民の一般意志を体现し、共同体の法に従うことが必要である。」〈4点〉

※ 傍線部を実現するための、Aとは〈矛盾〉しない他方の条件。

- ① 「他方で、勝手気ままに振る舞う個人ではなく、」の要素で1点。
  - 「他方で、自分勝手に振る舞う個人ではなく、」恣意的に振る舞う特殊な個人ではなく、」などでも可○。
  - ✕ 「勝手気ままな個人」の否定のニュアンスの成分が入っていないければ✕0点。
- ② 「共同体の一員となって、」の要素で1点。
  - 「共同体の成員となって、」共同体の構成員になって」などでも可○。
  - ✕ 「共同体の一員」のニュアンスの成分が入っていないければ✕0点。
- ③ 「人民の一般意志を体现し、」の要素で1点。
  - 「人民の一般意志を自分の意志にして、」人民の一般意志を意志し、」などでも可○。
  - ✕ 「一般意志の体现」のニュアンスの成分が入っていないければ✕0点。
- ④ 「共同体の法に従うことが必要である。」の要素で1点。
  - 「共同体の法を遵守することが必要である。」共同体の法を守って行動することを要する。」などでも可。
  - ✕ 「共同体の法に従う」のニュアンスの成分が入っていないければ✕0点。

#### 問4 10点

(模範解答例)

A○1点

バーリンは、〈A1点〉

B①○1点

B②○1点

ルソーがいうような「積極的自由」( )の自由(「が、何かの規範」)と自分をあてはめる

B③○1点

ものであり、「自由」と言いながら人間を規範に拘束してしまう点を批判し、〈B3点〉

X○〈分析〉 B①～③のうち2つ以上○↓+1点

C①○

C②○

一方、「消極的自由」( )からの自由(「が、ロック以来、近代社会の中で機能してきたも

C③○

のであり、何らかの束縛から人間を解放する点を評価したということ。〉〈3点〉

Y〈分析〉 C①～③のうち2つ以上○↓+1点

Z〈分析〉 A～Cの条件のうち2つ以上の条件に○↓+1点

(内容【7点】+構造【3点】=10点)

☆各加点要素の加点の条件

※ A、B、Cは条件同士において、また条件B、C内では左に示す形で、部分採点可能とする。(7点)

※ ただし、【構造点】X・Y・Zは、右に示した、条件、要素の組み合わせの意味内容が成立している場合にのみ加点する。(3点)

A 「バーリンは、」〈1点〉

- ※ 傍線部の説明をするための〈主体〉明示の条件。
- × 「バーリン」の成分が入っていないければ×。

B 「ルソーがいうような『積極的自由(〜への自由)』が、何かの規範へと自分をあてはめるものであり、「自由」と言いながら人間を規範に拘束してしまう点を批判し、」〈3点〉

※ 傍線部の理由説明をすべく、Aの主張を〈notP〜butQ〉の構文で説明していくための〈notP〉の条件。

① 「ルソーがいうような『積極的自由(〜への自由)』が、」の要素で1点。

○ 「ルソーのいう『積極的自由』が、」ルソーが主張する『〜の自由』が、」などでも可○。

× 「ルソー」「積極的自由(〜への自由)』の二成分のニュアンスが入っていないければ×0点。

② 「何かの規範へと自分をあてはめるものであり、」の要素で1点。

○ 「何かの規範へと人間を流し込むものであり、」何らかの規範に自分を従属させるものであり、」などでも可○。

× 「規範へのあてはめ」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 『自由』と言いながら人間を規範に拘束してしまう点を批判し、』の要素で1点。

○ 『自由』を訴えながら人間を規範で縛ってしまう点を非難し、』『自由』を主張しながら人間を規範の支配下に置いてしまう点を論断し、」などでも可○。

× 『自由』を語る』「規範による拘束」「批判」の三成分のニュアンスが入っていないければ×0点。

C 「一方、「消極的自由(〜からの自由)」が、ロック以来、近代社会の中で機能してきたものであり、何らかの束縛から人間を解放する点を評価したということ。」〈3点〉

※ 傍線部の理由説明をすべく、Aの主張を〈notP〜butQ〉の構文で説明していくための〈butQ〉の条件。

① 「一方、『消極的自由(〜からの自由)』が、」の要素で1点。

○ 「他方で、消極的自由が、」一方、『〜からの自由』が、」などでも可○。

× 『消極的自由(〜からの自由)』のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「ロック以来、近代社会の中で機能してきたものであり、」の要素で1点。

○ 「ロック以後の近代社会で有意味の働きをしてきたものであり、」近代社会でロック以後有効とみなされてきたものであり、」などでも可○。

× 「ロック以来、機能してきた」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「何らかの束縛から人間を解放する点を評価したということ」の要素で1点。

○ 「何かの拘束から人間を解放する点を価値づけたということ。」「人間をなんらかの不自由から解放する点を肯定したということ。」などでも可○。

× 「束縛からの解放」「評価」の二成分のニュアンスが入っていないければ×0点。

(模範解答例)

A〇1点

「言論の自由」は、〈A 1点〉

B〇1点

その弾圧への反対を叫べば無条件に正しいように聞こえるが、〈B 1点〉

C①〇1点

その自由は、誰も真理は知りえないという根拠不十分な不可知論を前提にしており、

C②〇1点

C③〇1点

C④〇1点

またその前提を認めても、正しいことを言う意志がなければ、無秩序を招く疑いがあるという点。〈C 4点〉

X〈分析〉C①〇(必須) + C②〇④のうち、1つ以上〇↓+1点

Y〈逆説〉A〜Cの条件のうち2つ以上〇↓+1点

(内容【6点】+構造【2点】= 8点)

☆各加点要素の加点の条件

※ A、B、Cは条件同士において、また条件C内では左に示す形で、部分採点可能とする。(6点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点)

A 『言論の自由』は、〈1点〉

※ 傍線部を説明するための話題提示の条件。

※ 『言論の自由』のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「その弾圧への反対を叫べば無条件に正しいように聞こえるが、」〈1点〉

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明してゆく一方の条件。

○ 「言論への弾圧に抵抗すれば絶対的に正しいように見えるが、」「それが弾圧されることに反抗すれば前提的に正しいように思えるが、」などでも可。

※ 「言論弾圧に反対」「無条件に正しい」の二成分のニュアンスが入っていないければ×0点。

C 「その『自由』は、誰も真理は知りえないという根拠不十分な不可知論を前提にしており、またその前提を認めても、正しいことを言う意志がなければ無秩序を招く疑いがあるという点。」〈4点〉

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明してゆく、Bとは〈矛盾〉しない他方の条件。

- ① 「その『自由』は、誰も真理は知りえないという根拠不十分な不可知論を前提にしており、」の要素に1点。  
 ○ 「その自由は、誰も真理は確認できないという根拠の曖昧な不可知論を土台にしており、」その自由は、誰も真理を判断し得ないという無条件に正しいとはいえない不可知論に依拠しており、」などでも可。  
 ✖ 「自由」「根拠不十分な不可知論」のニュアンスの二成分がそろっていないければ✖0点。

② 「またその前提を認めても、」の要素に1点。

- 「仮にその前提に立つとしても」「それを認めたとしても、」などでも可。  
 ✖ 「不可知論の是認」のニュアンスの成分が入っていないければ✖0点。

③ 「正しいことを言う意志がなければ」の要素に1点。

- 「正しい発言をしようとする意志がないと」「正義を語ろうとする意志がなければ」などでも可。  
 ✖ 「正しいことをいう意志」のニュアンスの成分が入っていないければ✖0点。

④ 「無秩序を招く疑いがあるということ。」「の要素に1点。

- 「混乱に陥る疑いがあるということ。」「秩序喪失を招きかねないということ。」「などでも可。  
 ✖ 「無秩序を招く」のニュアンスの成分が入っていないければ✖0点。

問6 5点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

ロックとルソーの「自由」の意味は 鋭く対立しており、〈A 2点〉

B①○1点

B②○1点

どちらの意味で理解するかで、 目指すべき社会像が全く違ってくるから。〈B 2点〉

X〈分析〉A・B両方に○有り↓+1点

(5点)

☆各加点要素の加点の条件

※ A、Bは条件同士において、また各条件内では左に示す形で、部分採点可能とする。(4点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点)

A 「ロックとルソーの『自由』の意味は鋭く対立しており、」〈2点〉

※ 傍線部を説明する〈因果関係〉の〈因〉の条件。

① 「ロックとルソーの『自由』の意味は「の要素に1点。

- 「ロックとルソーにおける『自由』と言う言葉の意味は「ロックとルソーにとって『自由』の概念は「  
 などでも可○。

✖ 「ロックとルソー」「『自由』の意味」の二成分のニュアンスが入っていないければ✖。

② 「鋭く対立しており、」の要素に1点。

- 「正反対とも言うべきものであり、」「矛盾する関係にあり、」などでも可○。  
 ✖ 「鋭く対立」のニュアンスの成分が入っていないければ✖0点。



B 「どちらの意味で理解するかで、目指すべき社会像が全く違ってくるから。」〈2点〉

※ 傍線部を説明する〈因果関係〉の〈果〉の条件。

① 「どちらの意味で理解するかで、」の要素に1点。

○ 「どちらの概念を採用するかで、」「どちらの考え方を採るかで、」などでも可○。

× 「意味の選択」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「目指すべき社会像が全く違ってくるから。」の要素。

○ 「よしとすべき社会のイメージが全くの別物となってしまうから。」「目標となる社会像が全く別の様相となるから。」などでも可○。

× 「社会像」「全く違う」の二成分のニュアンスが入っていないければ×0点。

〔二〕(古文) 採点基準(文) 30点

問1 各2点×3＝6点

〔傍線部①〕

A○1点

B○1点

(模範解答例)

満足なざる様子で

お過(し)になる。

【2点】

☆各加点要素の加点の条件

▲主語「後鳥羽院は」はあってもなくても構わない。ただし、主語が違っていたら、▲1点減点

A「満足なざる様子で」(1点)

※「御心ゆくさまにて」の解釈

○「満足げな様子で」という内容。

※そのまま「心ゆくまま」はダメ。✕0点。

B「お過(し)になる」(1点)

※「過(こ)させ給ふ」の解釈。

○「過(こ)しなざる」という内容。「(時を)過(こ)し」＋尊敬の補助動詞の意味。完答。

✕「くなさった」のように、過去の意味を加えているものは✕0点。

〔傍線部②〕

A○1点

B○1点

(模範解答例)

お酒を召しあがる

折に、【2点】

☆各加点要素の加点の条件

▲主語「後鳥羽院は」はあってもなくても構わない。ただし、主語が違っていたら、▲1点減点

A「お酒を召しあがる」(1点)

※「大御酒参る」の解釈

○「お酒を 召しあがる」の内容。

○「酒を飲む」＋尊敬の意味。

✕「酒を飲む」＋謙讓(いただく)になっている場合は✕0点。

B 「折に」(1点)

※ 「ついでに」の解釈。

○ 「時に」「際に」「機会に」のような解答。

✖ これだけ正解では加算無し。

〔傍線部③〕

A ○1点

B ○1点

(模範解答例)

お着物を脱いで(褒美として) お与えになる【2点】

☆各加算要素の加算の条件

▲主語「後鳥羽院は」はあってもなくても構わない。ただし、主語が違っていたら、▲1点減点

A 「お着物を脱いで」(1点)

※ 「御衣ぬぎて」の解釈

○ 「お着物を 脱ぐ」の内容。

✖ 単に「着物」は✖。後鳥羽院への敬意が必要。「お着物」

○ 「お着物」は「お召し物」など、敬意が含まれていればよい。

○ 「脱いで」が「お脱ぎになって」となっているものは当然○。

B 「褒美として) お与えになる」(1点)

※ 「かづけさせ給ふ」の解釈。

○ 「褒美として」は無くても○。

✖ 「与ええる」など、「させ給ふ」の二重尊敬尊を踏まえていないものは✖。

問2 4点

※

(解答) 副詞「いと」+

A ○1点

B ○1点

ア行下二段活用動詞「心得」未然形+打消の助動詞「ず」連用形+

C ○1点

D ○1点

ラ行四段活用動詞「なる」連用形+接続助詞「て」

☆各加点要素の加点の条件

※〈副詞「いと」〉は加点しない。ただし、間違っている場合、▲1点減点。

A ア行下二段活用動詞「心得」未然形 ○1点。このままの解答。完答。

B 打消の助動詞「ず」連用形 ○1点。このままの解答。完答。

C ラ行四段活用動詞「なる」連用形 ○1点。このままの解答。完答。

D 接続助詞「て」 ○1点。このままの解答。完答。

※例を示して、答え方を指定している。よって、同意でもこのままでないものは不可✖。

問3 ア3点＋イ4点＝7点

「ア」

A ○2点

B ○1点

(模範解答例)

すばらしい配慮 であるよ【3点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「すばらしい配慮」(2点)

※「いたきわざ」の解釈

○「素晴らしいこと」「非常に越き深い気配り」「たいそう風流な所作」でも可。プラスイメージ。

B 「であるよ」(1点)

※「なれ(断定の助動詞「なり」)の解釈

○「である」があればよい。「だ」でも可。

✖Aに加点が無い場合は得点できない。

「イ」

A ○1点

B ①○1点

B ②○2点

※

(模範解答例)

修明門院の、昔からのしきたりに従って

勝負事の賞品として銭を準備する

という配慮。

【4点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「修明門院の」(1点)

※設問条件「誰の」

B 「昔からのしきたりに従って 勝負事の賞品として銭を準備する」(3点)

※設問条件「どのような」

※「いにしへより、殿上の賭弓といふことには、これをこそかけ物にせしか。(昔から、宮中の賭弓というものには、この銭を賞品にしたものだ)」を踏まえる。次の①②の2点に各1点。

① 「昔からのしきたりに従って」(1点)

※「いにしへの決まりに倣って」などという内容。

② 「勝負事の賞品として銭を準備する」(2点)

※「勝負事の賞品として銭を選ぶ」という内容。

△趣旨は正しいが「銭」ということが明示されていない場合、△1点減点

※「という配慮。」

※加点しないが、抜けている場合、▲1点減点

○「配慮」を意味する書き方なら、「〜という行い」などでも○。

問4 5点

(模範解答例)

A ○1点

B ○2点

なにがしの中将が、修明門院様が準備した銭について勝負事の賞品として意外でふさわしくないと考えた

C ○2点

※○  
のは間違いであったと気付かされた。と。

【5点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「なにがしの中将が」(1点)

※思った主語の補足

○ 「中将が」だけでも良い。

B 「修明門様が準備した銭について勝負事の賞品として意外でふさわしくないと考えた」(1点)「(2点)

※設問条件「どのようなことについて」の内容

- 「修明門院様が準備した銭が賭け事の商品としては不適切と判断した」という内容  
△ 「修明門院様が」が抜けていたら ▲ 1点減点で △ 1点。

**C 「間違いであったと気付かされた」(2点)**

※設問条件「どう思ったか」の内容

- 「誤りであることに気づいた」という内容。  
○ 「間違っていたことを認めた」でも可。  
○ Bからの流れで、「思った」内容だと取れば、「間違っていた」でも可。○。

※「こと」

※文末処理。「こと」ということ」など。

▲加点はしないが、文末処理がされていない場合 ▲ 1点減点。

問5 6点

(模範解答例)

A①○1点

A②○2点

秦のなにがしという隨身が 白い米を洗って笹の上のせて後鳥羽院に差し上げたのも、

B①○1点

B②○2点

※○

『源氏物語』の一節を踏まえた 非常に風情がある趣向である ということ。【6点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「秦のなにがしという隨身が 白い米を洗って笹の上のせて後鳥羽院に差し上げたのも」(3点)

※「これも」の内容

○ 「秦のなにがしが白い米を洗って笹の上のせて後鳥羽院に差し上げたという行為」という内容

※次の①②の2点に加点する

① 「秦のなにがしという隨身が」(1点)

○ 主体が書かれていれば○1点。

○ 「ある随人が」ということがわかれば○

② 「白い米を洗って笹の上のせて後鳥羽院に差し上げたのも」(2点)

○ 行為が書かれていれば○2点。

△光源氏の目の前で、調理をしたことになぞらえている。B①の内容が書かれていれば、A②の内容が不完全でも後鳥羽院の目の前で調理をするような行為ととれば、△1点とする。

B 『源氏物語』の一節を踏まえた 非常に風情がある趣向である」(3点)

※「けしがるわざかな」の内容

○ 「源氏物語を踏まえた風情のある趣向」という内容。

※次の①②の2点に加点する

① 『源氏物語』の「一節を踏まえた」(1点)

- 「けしかるわざ(心憎い趣向)」といえることがら。
- 行為が、『源氏物語』を踏まえているという内容。

② 「非常に風情がある趣向である」(2点)

- 「けしかるわざ」の意味
- ※ 「心憎い」「すばらしい」趣向であるという、プラスの意味。
- ✖ 「けしからん」という想像からの、マイナスに取っているものは✖。

※ 「しらべ」

※文末処理。「〜ということ」など。

▲加点はしないが、文末処理がされていない場合▲1点減点。

問6 2点

オ

三 (古文) 採点基準 (30点)

問1 各2点×2＝4点

〔傍線部①〕

(模範解答例) 奥ゆかしく【2点】

☆各加点要素の加点の条件

- 「心惹かれ(て)」「慕わしく」でも可。
- △「奥ゆかしい」「心が惹かれる」「慕わしい」のような言い切りのものは△1点。

〔採点例〕

✖0点

1 素晴らしく【0点】

✖0点 そのままは不可。訳していない。

2 心憎く【0点】

〔傍線部②〕

(模範解答例) 仏道修行【2点】

☆各加点要素の加点の条件

- 「勤行」でも可。
- ✖「修行」「行い」「動作」「行動」などは不可
- ✖0点。動詞にしているものは不可。

問2 各2点×3＝6点

〔傍線部A〕

A○1点

(模範解答例)

いまさら

私が

B○1点

申し上げるべきことではな。【2点】

☆各加点要素の加点の条件

▲主語「私」はあってもなくても構わない。ただし、主語が違っていたら、▲1点減点



A 「いまさらび」(1点)

※ 「はじめて」の解釈

○ 「あらためて」「新しく」という内容。

✕ 「はじめて」のままは不可✕。

B 「申し上げるべきことではない」(1点)

※ 「申すべきならず」の解釈

○ 「言うまでもない」+謙讓の意。完答。

○ 「べき」は当然として、そのまま使っている、書いていなくてもそう取ればよい。

○ 意志として、「つもりはない」のように訳しても○。

### 「傍線部B」

模範解答例) 

※	A ○1点	B ○1点
(模範解答例)	もはや	その女性との関係については
	まったくおっしゃらず	まったくおっしゃらず

【2点】

### ☆各加点要素の加点の条件

▲主語「左衛門督公光」はあってもなくても構わない。ただし、主語が違っていたら、▲1点減点

※「もはや」の訳はそのまま「今は」としているなど、基本的に不問。あまりにもおかしいときは▲1点減点。

A 「その女性との関係について」(1点)

※ 「その筋のことなど」の訳

○ 「その筋」の具体的な内容の補足。「その女性との関係」という内容があれば○。もっとくわしく書かれていてももちろん○。

B 「まったくおっしゃらず」(1点)

※ 「つゆも掛けず」の訳

○ 「まったく(つゆも) 話題にせず (掛けず)」「何も(つゆも) 口にせず (掛けず)」のような内容。

○ 「つゆも + 「掛けず」の2点の訳が必要。尊敬体でなくても○。

○ 「掛けず」は「気に掛けるそぶりもなく」のようでも○。

✕ 「いいきり」になっているものは不可✕。

「傍線部C」

(模範解答例) A (前半) B○1点 A○1点  
どれも | いい加減な | もの | はない。 | 【2点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「どれもくはない」(1点)

※ 「何事をか」の訳

○ 反語表現「何がくであろうか、いやくではない」も可。

B 「いい加減な」(1点)

※ 「おろかなる」の訳

○ 「いい加減だ」「並一通りだ」と訳してあること。

※ 「おろかだ」のようなものは不可。 ※

問3 5点

(模範解答例)

A○1点 B○2点

C○2点

A後半

女房の、南無阿弥陀仏とさえ唱えれば、どんな苦惱もすぐに忘れることができる。【5点】  
という思い。

☆各加点要素の加点の条件

A「女房の」という思い」(1点)

※設問条件「誰の」という思い」にあたる部分。

※これだけでは得点できない。BやCに得点がある場合のみ加点する。

B「南無阿弥陀仏とさえ唱えれば」(2点)

※設問条件「どのような」にあたる部分その①。

※『南無阿弥陀仏』と だに 申し つれば」にあたる部分。

○「だに」「つれば」を

○「だに」が「せめて」だけでも」という希望の最小の意でも可。

○「つれば」が「すると必ず」「するといつも」のような必然の意であること

△「南無阿弥陀仏を唱えること」はあるが、「だに」「つれば」を踏まえていない場合、▲1点減点で△1点。

C「どんな苦惱もすぐに忘れることができる」(2点)

※設問条件「どのような」にあたる部分その②。

※「いかなることもこそとく消え失せて、慰さむ心地することにて侍れ」にあたる部分。

○「南無阿弥陀仏」と唱えることの効用を書く。

○「つらいことをすぐに忘れる」のような内容になっていること。「すぐに」とく「」が訳されていない場合は▲1点減点で、△1点。「つらいこと」に当たる内容が無ければCは✕。

問4 5点

(模範解答例)

A○1点 B○2点

C○2点

法華経は 他どんな書物とも違い、何度読んでもいつも意外なほどすばらしく新鮮に感じてしまうから。【5点】

☆各加点要素の加点の条件

A「法華経は」(1点)

※「あさましくめでたけれ」と思う対象の明示。

※これだけでは得点できない。BやCに得点がある場合のみ加点する。

B「他のどんな書物とも違い」(2点)

※法華経は他の書物と比べて別格であるという内容。

○本文では、「いかに面白く絵物語と言へど、二三編も見つればうるさきものなる」とし、それと対比して法華経は（すばらしい）と、述べている。この「絵物語」を使った、具体的な書き方でも○。

C 「何度読んでもいつも意外なほどすばらしく新鮮に感じてしまう」(2点)  
※何度読んでもいつも新鮮であるという内容。

○本文の、「これ（＝法華経）は、千部を千部ながら聞きたびにめづらしく、文字ごとにはじめて聞きつけたらむことのやうにおぼゆる」を踏まえたものであること。

※傍線部を訳しただけの、「法華経は、意外に思うほどすばらしいから」などは×0点。設問は、「意外に思うほどすばらしい」と感じる理由を問うている。

※「〜から」

※文末処理。「〜から／ので／ため」など。

▲加点はしないが、文末処理がされていない場合▲1点減点。

問5 5点

(模範解答例)

A ○1点

B ○2点

C ○2点

ありがたい『法華経』の文言を「一言一句として引用していない」ということが『源氏物語』の唯一の欠点

※

「であること」【5点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「ありがたい『法華経』の文言」(1点)

※対象の明示。

○ 「法華経」(の文字)「ということがわかれば、○。

※ 「経の文字」のように、「法華経」だということが分からないのは×。「お経」も×。

※これだけでは得点できない。BやCに得点がある場合のみ加点する。

B 「一言一句として引用していない」ということ(2点)

※ 『源氏物語に』 「法華経の引用がまったく見られない」という内容。

C 『源氏物語』の唯一の欠点(2点)

※ 『源氏物語』におけるたった一つの問題点」という内容。

△単に、「欠点」とある場合は△1点。

※「〜であること」

※文末処理。「〜であること」ということ。など。

▲加点はしないが、文末処理がされていない場合▲1点減点。

問6 5点

(模範解答例)

A○2点

B○1点

現世にとらわれることなく大変信仰が深いように思われる 紫式部ほどの人物が

C○2点

※

『法華経』を見ていないわけではないと答えている。【5点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「現世にとらわれることなく大変信仰が深いように思われる」(2点)

※紫式部に対する、意見①

※この後登場する、2番目の女房の意見「(紫式部は)いみじく道心あり(〓たいそう深い信仰心があり)、後世の恐れを思ひて朝夕行ひをのみしつつ(〓来世に地獄に落ちるのを恐れて、朝晩仏道修行ばかりをしなから)」を踏まえる。

○ 「紫式部は非常に信仰が深いように思われる」という内容。

B 「紫式部ほどの人物が」(1点)

※対象の明示

※これだけでは得点できない。AやCに得点がある場合のみ加点する。

C 『法華経』を見ていないわけではない」(2点)

※紫式部に対する、意見②

※この後登場する、1番目の女房の意見「さばかりなりけむ人(〓紫式部ほどの人が)、いかでかさることあらむ(〓どうして法華経をみないでしょうか。いや見ないわけはありません。)」を踏まえる。

○ 「紫式部は『法華経』を絶対に見ていたはず」という内容

〔四〕(漢文) 採点基準 (合計 45点)

問1 4点+5点=9点

(1) 4点

(模範解答) あにひとりひんしよ(よ)のみならんや【4点】

(別解答) あにひとりひんしよ(よ)のみならん【4点】

☆加点の条件

※ひらがな以外の文字を一字でも用いているものは×0点。

※句読点の有無は問わない。

△「ひとり」を、「ただ」または「ただに」としているものは▲3点減点で、△1点。

※他は一字でも誤りがあれば不可※0点。

(2) 5点

(模範解答) どうしてただ 庶民 だけだろうか、いや 庶民 だけではない。  
A B A B

☆加点の条件

A 「豈に独りくのみならんや」の訳

「どうして(ただ) だけだろうか、(いや) だけではない」

○ 「どうして」は「なぜ」も可。

※ 「ただ」の有無は不問。

▲「ただし」、「ただに」と訳しているものは▲1点減点。

○ 「だけ」を「のみ」と訳しているものも○。

○ 「どうして(ただ) 庶民だけだろうか、いや、それだけではない」としているものも○とする。

○ 「だろろう」がなく、「どうして(ただ) しか、いや、だけではない」としているものも○。

○ 「くだろろうか」でなく「だろろう」のみとしている場合も可。

○ 「どうして」だけだろうか」は、「どうして」に限ったことだろうか」のような訳も可とする。

○ 「(いや) 庶民だけではない」は、「貴人も同様である」のような訳も可とする。

▲ 「どうして(ただ) だけだろうか」はあるが、「いや、だけではない」の部分を誤っているものは▲3点減点(=△2点)。

(例) 「いや、庶民ではない」や「いや、そうではない」としているもの △2点

▲ 「どうして(ただ) だけだろうか」の部分は誤っている(例: 「どうして庶民だろうか」が、

「(いや) すぐけではない」の部分は正しく書けているものは▲3点減点(≡△2点)。

※「(ただ) すぐけ」がなく、「どうして、庶民だろうか、いや、庶民ではない」「庶民ではない」のようにして  
いるもの(累加形であることを理解していないもの)は※0点。

○「どうして(ただ) すぐけだろうか」がなく、「(いや) すぐけではない」のみ≡反語の意味する内容があれば、  
○5点

△「どうして(ただ) すぐけだろうか」の部分は正しく書けているが、「(いや) すぐけではない」の反語を意味  
する部分がないもの≡▲1点減点(≡△4点)

### B 「庶民」(「衆庶」の訳)

※加点要素としない。

▲ただし、「庶民」「ふつうの人」の意味で言い換えず、そのまま「衆庶」としているものや、明らかに間違  
った訳を当てているものは▲1点減点。

問2 4点+5点≡9点

(1) 4点

(模範解答) 莫<sup>レ</sup>若<sup>三</sup>太子之最<sup>二</sup>愛<sup>二</sup>陛下<sup>一</sup>也

☆加点の条件

※解答例のみ正解。

※一カ所でも誤りがあれば※0点。

※送り仮名や振り仮名を一カ所でもつけているものは※0点。

(2) 5点

A ○ B ○1点 C ○4点

(模範解答) 皇太子が最も陛下を愛しているのに及ぶ者はおりません。

☆各加点要素の加点の条件

※敬語表現(「〜ます・〜です」など)の有無は問わない。

### A 「皇太子が」

※「太子之(太子の)」の訳。これだけでは加点しない。

▲ただし、まったく訳出していないものや、明らかに間違った訳をしている場合は▲1点減点。

- 「皇太子」は「太子」「皇嗣」も○。  
▲「皇太子」を「皇子」とするのは不可。▲1点減点。  
(「皇太子」と「皇子」は同じではない。「皇子」は皇帝の子すべてを指すが、「皇太子」は皇帝の子のうち時期皇帝とされる一人だけを指す)

B「最も陛下を愛している」(1点)

※「最愛陛下(最も陛下を愛する)」の訳

- 「陛下」は「皇帝」「帝」「文帝」「あなた」も可○。  
○「愛している(愛する)」は、「敬愛する」「好き」なども可○。

C「のに及ぶ者はおりません」(4点)

※「莫若(〜に若くは莫し)」の訳

- 「〜にかなうものはない」「〜に並ぶ者はない」「〜に等しいものはない」「〜以上に…ものはない」「〜よりも…ものはない」のような訳も可○。最上級表現となっていること。

※ただし、「皇太子が最も太子を愛しております」のような訳は、意識としては問題ないが、Bまでの訳であり、要素Cを訳しているとは言えないので、※不可とする。0点。

### 問3 6点

- A○2点 B①○1点 B②○1点 C○2点

(模範解答) 皇太子が文帝のできものの膿を吸い出すのをいやがる様子。

☆各加点要素の加点の条件

A「皇太子が」(2点)

※設問条件の「誰の」にあたる部分

- 「太子」「皇嗣」も可○。

B「文帝のできものの膿を吸い出すのを」(2点)

※①「文帝の」、②「できものの膿を吸い出すのを」に各1点

①「文帝の」(1点)

- 「文帝の」は、「皇帝の」「帝の」「父帝の」「父の」「父親の」も可○。

②「できものの膿を吸い出すのを」(1点)

- 「吮癰」の注釈「できものの膿を口で吸い取る」を踏まえていれば可○。  
○「吸い出す」は「(口で)吸い取る」も可。  
※ただし「吸う」だけで、「取り除く」意味のないものは※加点なし。0点。  
○「できものの膿」は、「できもの」「膿」のみも可○とする。  
○「膿」は「うみ」「ウミ」も許容。○とする。  
※「(皇帝の)命令に従うのを(いやがる)」として、命令の内容に触れていないものは※。0点。

C「いやがる様子」(2点)

※設問条件の「どのような様子」にあたる部分



○「拒否する」「できない」「難色を示す」の意の表現でも可○。

▲設問で、「どのような様子」かを問うているので、「く様子。」となっていない場合▲1点減点。

#### 問4 6点

A○2点 B○1点 C○1点

D○2点

(模範解答) 鄧通が 皇太子を 最も陛下を愛していると ほめたたえたこと。(6点)

☆各加点要素の加点の条件

A 「鄧通が」(2点)

○「鄧が」「通が」も許容する。○。

※固有名詞を出さず、「臣下が」のようにしているものは×0点。

B 「皇太子を」(1点)

○「皇太子のことを」なども可○。

○「皇太子」は、「太子」も可○。

C 「最も陛下を愛していると」(1点)

○「最も」は「一番」「最高に」なども可○。

○「陛下」は「皇帝」「帝」「文帝」も可○。

×「王」は×0点。

○「最も愛している」は、「愛しているのに及ぶ(かなう)ものはない」というような表現でも可○。

×「最も」「くに及ぶ(かなう)者はいない」の要素がないものは×。例「陛下を愛している」は×。0点。

D 「ほめたたえたこと」(2点)

○「ほめた」「称賛した」「称えた」なども可。

×「王に言った」のように、「誉める」という表現のないものは×0点。

○「(鄧通の、皇太子が最も文帝を愛している) という称賛。」のような答え方でも可○。

#### 問5 9点

A○2点

B○1点

C○1点

D①○2点

(模範解答) 他人の短所を明らかにして 世を正しく導こうとする者は なおさら 他人に恨まれて

D②○3点

※

苦難に陥る ということ。(9点)

☆各加点要素の加点の条件

※「Aすら且つ猶ほB、況やCをや」の抑揚形の「況やCをや」にあたる傍線部で言おうとしていることを、傍線部の前文の「Aすら且つ猶ほB」にあたる部分を踏まえて答えていること。

A 「他人の短所を明らかにして」(2点)

※傍線部「人の短を明らかにして」の解釈

○「他人」は「人」も可。

○「明らかにして」は「はっきりさせて」「暴いて」「批判して」なども可。

✕「短」を「短所」「欠点」「非」の意で解釈していないものや、そのまま「短」としているものは✕。0点。

B「世を正しく導こうとする者は」(1点)

※傍線部「世を矯す者」の解釈

○「世」は「国」「社会」なども可とする。

○「正しく導く」「正す」「矯正する」「世直しする」なども可とする。

✕「矯す」を全く訳出していないもの、明らかに間違った訳を当てているもの、「矯す」のままにしているものは不可✕0点。

C「なおさら」(1点)

○A・Bのような者は「人の長所をほめたたえる者以上に(より・よりも)」というニュアンス。もちろん、このように書かれていても可○。

○「鄧通以上に(より・よりも)」も可○とする。

○「いっそう」「当然」なども可○。

D「他人に恨まれて苦難に陥る」(5点)

※A・Bのような者の「罪と為る」に相当する内容。①「他人に恨まれて」、②「苦難に陥る」の2点に分けて採点。

※鄧通の場合は、皇帝(に即位した皇太子)にいらされたため、罪に問われ、殺されたが、この部分の、ABのような者が、短所を明らかにする「人」はそうとは限らないので、《「罪と為る」に相当する内容》と言っても、必ずしも《罪に問われる》ということではなく、《苦しい状況におかれる》ということ。

①「他人に恨まれて」(2点)

※「他人の短所を明らかにして世を正しく導こうとする者」が、世間の人の心の中で恨まれたり嫌われたりするという内容。

○「人に恨まれる」「人に嫌われる」の意であれば可

②「苦難に陥る」(3点)

※現実には罰を受けたり迫害されたり、世間から冷遇されたりなど、苦しい状況に置かれる、という内容。

○「罪となる」「罪とされる」「非難される」「とがめられる」なども可○とする。

▲「罪深い」は「非人道的」「非道德的」の意になり、ズレるので▲1点減点で△2点。

○「苦しい目に遭う」「ひどい目にあう」という内容であれば可○とする。

○「くだろう」「くにちがいない」のような表現を付けても可。

▲「つらく思う」「悲しむ」のような心情的な表現にしているものは▲1点減点で△2点。

※「いっさいごと」

▲「いっさいごと」の「い」のように理由説明になっていたり、適切な文末表現になっていなかったりしている場合は、▲1点減点する。